（育児休業等を終了した際の報酬月額変更の届出）

第十条　法第十九条第一項又は第二項に該当する被保険者の報酬月額に関する法第二十四条の規定による届書は、当該事実のあった日から十日以内に、第二十七条第一項に規定する申出書及び次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによって行うものとする。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、第三種被保険者に該当することの有無及び厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

一　船舶所有者の氏名及び住所
二　当該被保険者の報酬月額
三　当該被保険者に係る標準報酬月額の変更年月
四　当該被保険者に係る従前の標準報酬月額
五　当該被保険者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した日の翌日が属する月の報酬の額及び当該報酬支払の基礎となった日数

（賞与額の届出）

第十一条　被保険者の賞与額に関する法第二十四条の規定による届出は、賞与を支払った日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによって行うものとする。

一　船舶所有者の氏名及び住所
二　被保険者証の記号及び番号
三　被保険者の氏名及び生年月日
四　賞与の支払年月日
五　賞与の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

（被保険者の氏名変更の届出）

第十二条　船舶所有者は、第二十四条の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。

一　船舶所有者の氏名及び住所
二　被保険者の氏名及び生年月日
三　変更前の氏名

（被保険者の住所変更の届出）

第十三条　船舶所有者は、第二十五条の規定による申出を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。

一　船舶所有者の氏名及び住所
二　被保険者証の記号及び番号
三　被保険者の氏名、生年月日及び住所
四　変更前の住所
五　住所の変更年月日

第十三条ノ二から第十三条ノ六までを削る。

第十四条から第十七条までを次のように改める。

（被保険者の資格喪失の届出）

第十四条　法第二十四条の規定による被保険者の資格の喪失に関する届出は、当該事実があった日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによって行うものとする。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したときは、基礎年金番号、第三種被保険者に該当することの有無及び厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

一　船舶所有者の氏名及び住所
二　被保険者証の記号及び番号
三　被保険者の氏名及び生年月日
四　被保険者の資格を喪失した年月日及びその理由
五　標準報酬月額

（種別の変更）

第十五条　船舶所有者は、被保険者の種別に変更があったときは、次に掲げる事項を記載した届書を十日以内に厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、基礎年金番号を付記しなければならない。

一　船舶所有者の氏名及び住所
二　被保険者証の記号及び番号並びに被保険者の氏名
三　届出が必要となった事実が発生した年月日及び事由

（船舶所有者の氏名等の変更の届出）

第十六条　船舶所有者は、その氏名又は住所に変更があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、その船舶が厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶であるときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。

一　氏名及び住所
二　変更前の氏名又は住所及び変更の年月日

（給付制限事由該当等の届出）

第十七条　船舶所有者は、被保険者又はその被扶養者が法第百六条第一項各号のいずれかに該当し、又は該当しなくなったときは、五日以内に、次に掲げる事項を協会に届け出なければならない。

一　被保険者証の記号及び番号
二　被保険者の氏名及び生年月日
三　該当の事由及び該当し、又は該当しなくなった年月日

2　疾病任意継続被保険者又は被保険者の資格を喪失した後に保険給付を受ける者は、その者若しくはその被扶養者が法第百六条第一項各号のいずれかに該当し、又は該当しなくなったときは、前項の例により、届け出なければならない。

第十七条ノ二から第十七条ノ十までを削る。

第十八条から第二十三条までを次のように改める。

（法第百六条第一項の厚生労働省令で定める場合）

第十八条　法第百六条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合
二　懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合